

**令和元年度**

# **人 権 教 育**

**第 1 8 号**

**群馬県小学校中学校教育研究会**

**人 権 教 育 部 会**

## はじめに

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」であり、また「人間が生まれながらに持っている人間らしく生きる権利」であります。学校教育においては、すべての教育活動を通じて生命や人権を尊重する心や友だちを思いやる心を育てると共に、豊かな人間性を育成し、一人一人の個に応じた指導を展開していく必要があります。

さて、現在、教育現場では「ネットに関わる問題」や「いじめ」「児童虐待」など、数多くの人権問題を抱えています。特に、SNSの急激な発達による人権問題は、学校現場の喫緊の課題であり、人権教育の重大さを痛感している所です。

そこで、群馬県では「いじめ防止フォーラム」をはじめとする様々な取組が行われ、各学校においても、「いじめ防止基本方針」や「いじめ防止にかかる様々な取組」の推進・充実が図られている所です。また、虐待についても、関係機関と学校との連携、強化が進められている所です。

このような現状を踏まえると、家庭や地域との連携・協働のもとで、学校における全ての教育活動を通じた人権教育の一層の充実を推進することは、極めて重要なことです。

今年8月に伊勢崎市民プラザにて開催した人権教育研修会では、県内で優れた人権教育を推進されてきた藤岡市立鬼石小学校、長野原町立西中学校の2校の実践を発表されました。また、前橋地方法務局人権擁護課長 服部弘幸 様から「人権問題の現状と課題について」、群馬県教育委員会義務教育課人権教育推進係長 石関和夫 様から「群馬県の人権教育の推進について」のご講話をいただきました。当日は県内各地より300名を超える関係者の参加により、群馬県の人権教育についての理解を深めていただくことができました。

この報告書には、研修会当日の発表や講話の資料等が掲載されています。各学校において、人権教育を推進する上で参考になるものと考えます。是非、本報告書を参考にいただき、県内各学校における人権教育の一層の充実が図られることを心より願っています。

最後になりますが、当部会の運営や研修に対して、御指導・御協力をいただきました多くの関係者の皆様に深い感謝と御礼を申し上げます。

群馬県小学校中学校教育研究会

人権教育部会長 石淵 裕則

# 目 次

はじめに

人権教育部会長 石渕 裕則

I	群馬県小学校中学校教育研究会人権教育部会理事会（総会）	-----	1
II	令和元年度人権教育研修会（報告）	-----	2
	（1）講話1 「人権問題の現状と課題について」		
	前橋地方法務局人権擁護課	服部 弘幸 課長	----- 3
	（2）講話2 「群馬県の人権教育の推進について」		
	群馬県教育委員会義務教育課人権教育推進係	石関 和夫 係長	----- 8
	（3）実践発表1 藤岡市立鬼石小学校		
	発表者：	山田真由美 教諭	----- 19
	（4）実践発表2 安中市立第二中学校		
	発表者：	埴田 栄一 校長	----- 27
	（5）指導講評 群馬県教育委員会義務教育課人権教育推進係		
		前原 稔彦 指導主事	----- 34
III	人権教育部会役員名簿	-----	37

あとがき

# I 令和元年度 群馬県小学校中学校教育研究会 人権教育部会理事会（総会）

1 期日 令和元年5月23日（木）15：30～

2 場所 群馬県青少年会館

3 理事会（総会）

（1） 開会のことば

（2） あいさつ（部会長）

（3） 自己紹介（新旧役員）

（4） 議長選出

（5） 議事

①平成30年度

ア 事業報告

イ 決算報告

ウ 監査報告

②本部役員の選出・承認について

③平成30年度本部役員退任あいさつ

④令和元年度本部役員就任あいさつ

（6） 議長交代

①令和元年度

ア 事業計画案説明・承認

イ 予算案説明・承認

（7） その他

・夏季研修会について 等

（8） 閉会のことば

（9） 係ごとの新旧引き継ぎ

## Ⅱ 令和元年度人権教育研修会（報告）

- 1 趣旨 群馬県教育委員会の人権教育の基本方針のもとに本研修会を開催し、県内の小学校・中学校・特別支援学校における人権教育の更なる充実を図る。
- 2 主催 群馬県小学校中学校教育研究会人権教育部会
- 3 後援 群馬県教育委員会
- 4 日時 令和元年8月9日(金) 13:30～16:45
- 5 会場 伊勢崎市民プラザ ホール
- 6 日程・内容

日 程	内 容
13:00～13:25	○受付
13:30～13:45	○開会行事 ＜あいさつ＞ 県小学校中学校教育研究会人権教育部会長 石渕 裕則 県教委義務教育課補佐（人権教育推進係長）石関 和夫 様
13:50～14:20	○人権講話1「人権問題の現状と課題について」 ＜講師＞ 前橋地方法務局人権擁護課 課長 服部 弘幸 様
14:20～15:00	○人権講話2「群馬県の人権教育の推進について」 ＜講師＞ 県教委義務教育課補佐（人権教育推進係長）石関 和夫 様
15:00～15:20	○休憩
15:20～16:15	○実践発表 ＜小学校の部＞ 藤岡市立鬼石小学校 教諭 山田真由美 様 ＜中学校の部＞ 長野原町立西中学校 校長 埴田 栄一 様 ○質疑応答
16:15～16:35	○指導講評 県教委義務教育課人権教育推進係 指導主事 前原 稔彦 様
16:35～16:45	○閉会行事

# 群馬県小学校中学校教育研究会人権教育研修会

## 人権問題の現状と課題について



前橋地方務局  
人権擁護課長 服部 弘 幸

## 人権擁護業務

### 1 人権相談

人権問題に関して国民の相談に応じ、助言等を行う。

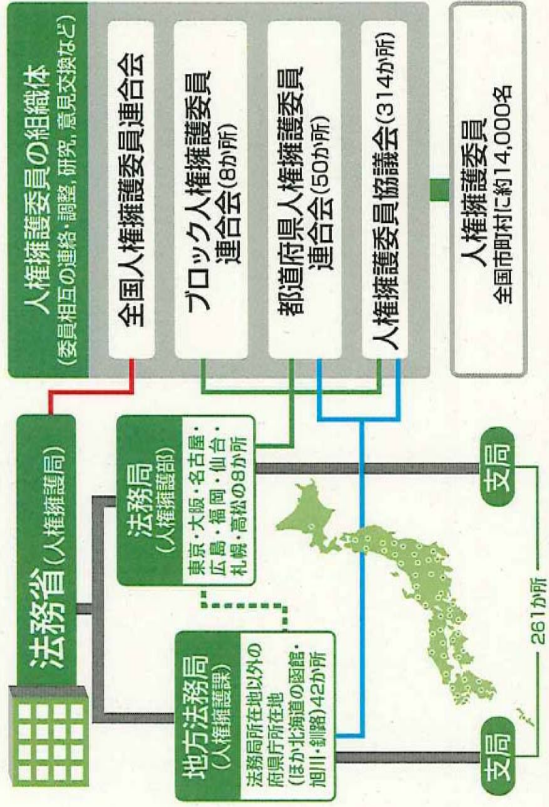
### 2 人権侵犯事件の調査救済

人権侵害の疑いがある事案を認知した場合、関係者の任意の協力を得て事実関係を調査し、人権侵害の事実が認められれば、人権侵害を行った者に対する説示、勧告など、事案に応じた適切な措置を講じる。

### 3 人権啓発

国民に人権に対する理解を深めてもらうための啓発活動(講演会、シンポジウム、中学生人権作文コンテスト、人権教室 等)を行う。

法務省の人権擁護機関の構成図(平成30年6月1日現在)

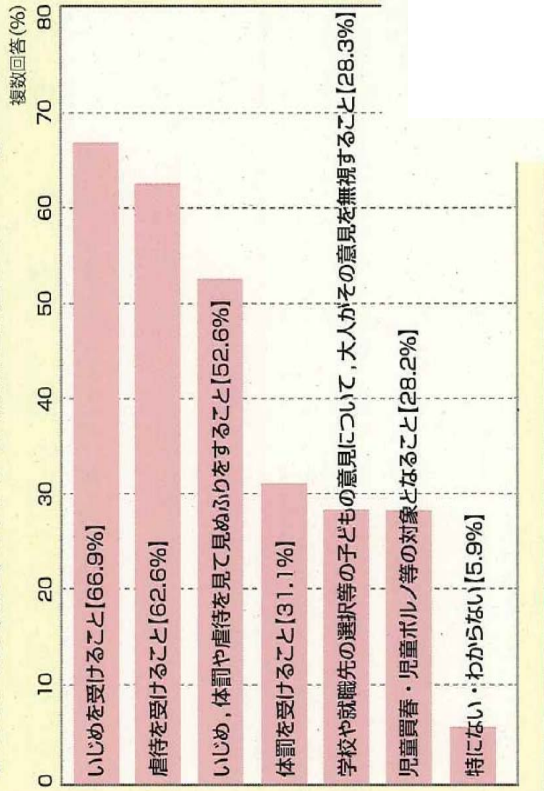


## 主な人権課題

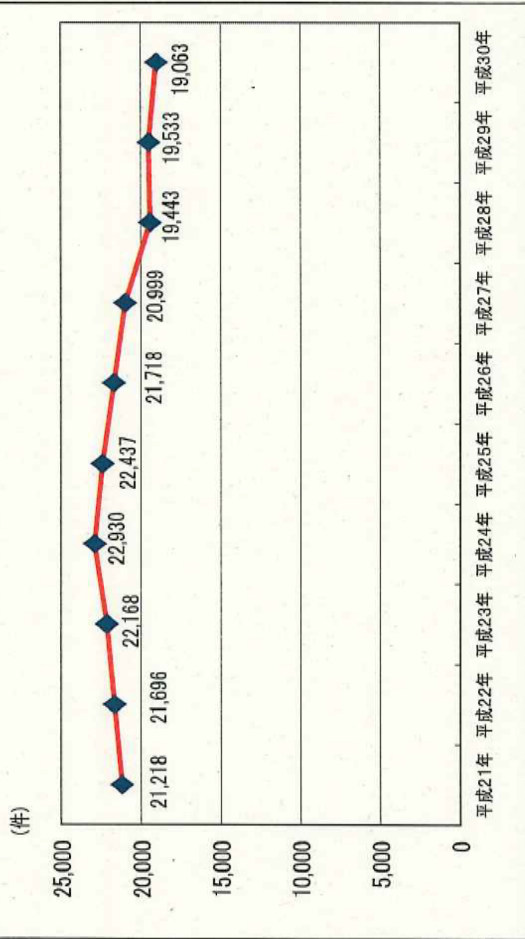
- 1 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者の人権を守ろう
- 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 同和問題(部落差別)を解消しよう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 9 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 10 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 11 インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 12 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 13 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 14 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 15 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

●内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

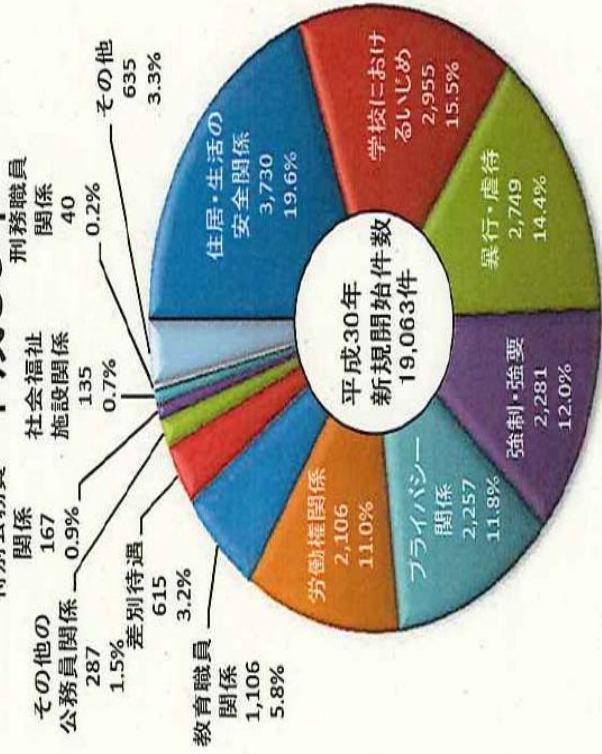
子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていますか?



人権侵害事件の新規開始件数の推移



平成30年



子どもの人権SOSミニレター事業の取組結果について



児童が、複数回にわたり、同級生から暴言を受けたり、蹴られたりするなど  
のいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わなかったとし  
て、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、学校がいじめ防止のために必要な対策を十分に講じ  
なかつたことによりいじめが継続した事実が認められた。また、教育委員会に  
おいては、学校からいじめを認知した旨の報告を受けるも、学校に対して表面  
的な指示を行ったに止まり、被害者が不登校になるなど問題が重大化するまで、  
具体的な指示を行っていないことが認められた。

そこで、法務局は、学校及び学校を指導監督すべき立場にある教育委員会が  
いじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針にのっとり  
適切な対応を行っておらず、安全配慮義務を怠っていたとして、校長及び教育  
委員会教育長に対し、今後、同様のことを繰り返すことのないよう要請した。  
(措置：「要請」)

9

小学生から、同級生である被害者が担任教諭から叩かれたり、暴言を吐かれ  
たりしているにも関わらず、学校が対応しないという内容の「子どもの人権S  
OSミニレター」が法務局に送付された事案である。

法務局において、情報提供元を秘匿しつつ、学校にミニレターの内容を伝え  
たところ、学校は既にその内容を概ね承知しているにも関わらず、教職員に対  
する具体的な指導を行っていないことが判明した。そこで、法務局側から、校  
長に対し、教職員に対する指導について新たな取組を導入するよう提案したと  
ころ、学校は、教職員に対してアンガーマネジメントの研修を実施するととも  
に、教職員の意見交換会の内容を見直すなどした。その結果、担任教諭は被害  
者に対する対応の仕方を工夫するようになり、また、学校全体で被害者を始め  
とする児童一人一人を見守る体制が構築され、被害者は落ち着いて登校でき  
ようになった。(措置：「援助」)

11

小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOS  
ミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するな  
どの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。  
そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学  
校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する  
見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認する手紙をミニレターを  
同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が  
安心して学校に通っていることが確認できた。(措置：「調整」)

10



人権教室



人権の花運動

12



## ● 「いじめ」はなぜ許されないのか

～「いじめ」は人権侵害であるという認識が重要～

我が国の憲法には、表現の自由や生存権などの様々な人権が掲げられています。これらは全て根本においてつながっています。それは、これらの権利は、全ての人が、社会において幸福な生活を営むために必要不可欠なものだということです。自由に話ができなかったり、身体の安全が保障されないような毎日では、人間らしく幸福に生きていくことなどできません。

子どもの場合にも、一人の人間として、生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人との触れ合いを通じて自由に成長していく権利があります。また、社会人として幸福に生きていくための基本的な教育を受ける権利も有しています。

しかし、「いじめ」を受けた子どもにとって、学校生活はつらく苦しいものに違いなく、友人との触れ合いを通じて自由に成長していく権利が侵害されています。さらに、不登校にまで至れば、重要な教育を受ける権利まで侵されてしまうことになります。

子どもは、子ども間の衝突や接触の中で成長していくものです。しかし、現代の「いじめ」は、そうした子ども間の成長過程に伴う衝突や接触の程度を逸脱し、いじめられる子どもの人権を侵害する行為です。

## 「いじめ」は差別の芽

「いじめ」は、動きが鈍いと目立つといった集団の中の異なるものを標的に、ただ異質であるというそれだけの理由で行われることが多いものです。このような構造は、不合理な差別と執を一にするもので、そのまま放置すれば差別の芽となる危険性をあらわしています。差別をなくすためにも、「いじめ」をなくすためにも、お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養っていくことが重要です。

## 「いじめ」は人権意識の希薄さによるもの

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあります。相手が受ける痛みを考えることなく、不登校や自殺に至るまで徹底的に痛めつける場合さえあります。また、「いじめ」を行う子どもは、「のろいから」「ろま」と言っただけ などと言い逃れをすることがありますが、そういった他人の弱い点を思いやるのではなく、逆に「いじめ」の口実にしてしまう点も、人権意識の希薄さによるものといえます。

人権意識というと大げさなようですが、結局は、他人の心の痛みが分かるということにほかなりません。

## ● 「いじめ」をさせないためには

～豊かな人権意識を育てることが大切～

### 欲求不満や劣等感が生む

「いじめ」は、様々な原因に基づく家庭の破綻、低年齢化する受験競争、物質的な豊かさを追い求める社会的風潮など現代社会の様々な事由から、子どもたちの不安・不満が増大しているにもかかわらず、その解消手段に乏しい状況がその背景にあるといわれています。

「いじめ」を生み出す心理的な理由としては、欲求不満の解消、劣等感の補償、注意獲得行動など様々なことが考えられますが、基本的には、欲求不満の解消、それとも存在感や自尊感情の欲求不満の解消を求め、心理的には、欲求不満の解消、それとも自尊感情の満たされない子どもがその満足求めて、自分より力の劣る者を攻撃、支配するのが「いじめ」の基本であって、「いじめ」を行うことによって、他で満たされない欲求を代償的に満たし、一時的な心理的満足感を得ているのです。

## 人権意識の未熟・希薄さ

「いじめ」を行う子ども一般的な特徴をみると、彼らが何らかの欲求不満や劣等感を抱えているほかに、次のものを挙げることができます。

- 1 多数派に安易に同調するなど、自主的な責任のある行動がとれない。
- 2 不満に耐える力が弱く、欲求不満を抑制する精神力が弱い。
- 3 集団の中で自己顕示欲が強い。
- 4 自己中心的な行動をとり、他人に迷惑をかけることなどについて、無関心である傾向が強い。

### 5 相手の立場や気持ちを思いやるとい意識がない。

このように、「いじめ」を行う子どもたちには、他人に対する思いやりや弱者に対するいたわりのわがみられず、人権意識の未熟さ、希薄さがみられるのもその特徴です。

17

## 人権意識を育てることが大切

結局、「いじめ」は、「いじめ」を行う子ども存在感や自尊心の欲求不満の代償行動としてなされることが多いのですから、「いじめ」をなくすためには、根本的には、「いじめ」を行う子どもの存在感や自尊心を満足させるように、彼らとのコミュニケーションを深め、彼らの悩みを解消していく指導が必要となります。

さらに、「いじめ」は他人に対する思いやり、人権意識の希薄さによる行為ですから、子どもたちの中に互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切です。

19

## 心の痛みと責任を自覚させることが大切

「いじめ」をする子どもは、「いじめ」を受ける子どもが、相談相手もないまま、来る日も来る日も一人で深刻に悩み続け、学校へ登校して皆と顔を合わせることさえ恐ろしくなり、孤独感を感じて行き場を失い、将来にわたる深刻な被害をもたらすことについて、考えが及ばないようです。相手の立場になって考えさせ、「いじめ」が大変に残酷で、取返しがつかない重大な人権侵害であることを十分に理解させることが最も大切です。同時に、「いじめ」をした子どもが、取り分け中学生以上の場合には、そのような重大な事態になるかもしれないことを容認しながらあえて「いじめ」を繰り返したような悪質な事件については、年齢に応じた、法的・社会的に厳しい責任を負わなければならないことも、徹底して教育すべきです。単に、見守るだけが、子どもに対する正しい教育ではありません。

18



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

ご静聴ありがとうございました

20

# 群馬県の人権教育の推進について

群馬県教育委員会  
義務教育課 人権教育推進係

人権教育をめぐる内外の動き	
1947 S22	日本国憲法
1948 S23	世界人権宣言
1965 S40	人種差別撤廃条約 同和对策審議会答申
1972 S47	群馬県同和教育の基本方針決定
1979 S54	女子差別撤廃条約
1989 H1	児童の権利条約
1995 H7	人権教育のための国連10年
2000 H12	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 人権教育のための国連10年群馬県県行動計画
2002 H14	人権教育・啓発に関する基本計画 群馬県人権教育の基本方針 人権教育指導資料 (H15)
2004 H16	人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]
2005 H17	群馬県人権教育推進計画 (学校教育・社会教育)
2006 H18	人権教育のための世界計画 (第1フェーズ)
2007 H19	人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画
2008 H20	人権教育の指導方法等の在り方について [第二次とりまとめ]
2010 H22	群馬県人権教育充実指針
2011 H23	人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]
2012 H24	人権教育・啓発に関する基本計画の(平成14年3月15日閣議決定)一部変更について
2016 H28	人権教育推進資料 群馬県人権教育充実指針 (改訂)

# 1 人権教育の推進について

人権に関する重要課題の対応 (個別法)	
H28. 4. 1	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 < 障害者差別解消法 > ・不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 < 女性活躍推進法 > ・女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現
H28. 6. 3	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 < ハイトスピーチ解消法 >
H28. 8. 1	発達障害者支援法の一部を改正する法律 ・発達障害者の定義、社会的障壁の除去に資することを旨として行い支援等
H28.10. 1	児童福祉法等の一部を改正する法律 ・学校等から児童相談所への情報提供
H28.12.16	部落差別の解消の推進に関する法律 ・部落差別のない社会の実現 < 部落差別解消推進法 >
H29. 2.14	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 ・不登校児童生徒に対する教育の機会の確保等 < 教育機会確保法 >
R元. 6.26	児童福祉法、児童虐待防止法の一部を改正する法律 ・親権者等による体罰禁止、連携強化すべき関係機関の明確化等

# 人権とは

人が生まれながらにもっている  
必要不可欠な様々な権利

人が生存するために不可欠な

生命や身体の自由の保障、法の下の平等、  
衣食住の充足等

人が幸せに生きる上で必要不可欠な

思想や言論の自由、集会・結社の自由、  
教育を受ける権利、働く権利等

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～」H20より 5

## 群馬県の人権教育

◇「群馬県人権教育の基本方針」を基盤とする

2 学校教育においては、子どもの発達段階に即し、各教科等の特質に応じ、全教育活動を通じて、生命や人格を尊重し、他人を思いやるなどの豊かな人間性を育成する。

◇「群馬県人権教育充実指針」に基づいた取組

○学校教育及び社会教育・家庭教育における  
取組の方向性を示した。  
(H19～ H28. 3改訂)



# 人権教育とは

人権に関する様々な問題を解決するため、  
すべての人々に人権尊重の精神を涵養すること

＜人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 H12＞

様々な問題……一人一人の人間がかけがえない存在であることを認めないこと

人権尊重の精神……自分の人権と他人の人権を尊重すること

涵養……水が地面にしみこむように、徐々に養い育てること

人権尊重の精神を、

一生涯を通じてじわりじわりと身に付けていくこと

学校教育

社会教育

6

## 群馬県人権教育充実指針

### 本指針の性格

- 学校等における人権教育の取組の方向性を明示
- 解説や取組のポイントを掲載  
⇒ 各種研修時の手引書として活用
- 資料編に、各種計画等のモデルを掲載

群馬県人権教育充実指針

群馬県教育委員会  
平成28年3月

## 具体的な取組の手引き

8

第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

「群馬県人権教育充実指針p47」

教職員の人権感覚

児童生徒一人一人の大切さを自覚し、かけがえない一人一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、人権教育の最も重要な部分

教職員の人権感覚の育成

- ◆ 指導という名の押し付けはしていないでしょうか。
- ◆ 児童生徒の呼び方はどうでしょうか。
- ◆ 教室環境は適切なものになっているでしょうか。

知的理解にとどまり、人権感覚が十分に身に付いていないかった

児童生徒が、その発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること  
「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」より

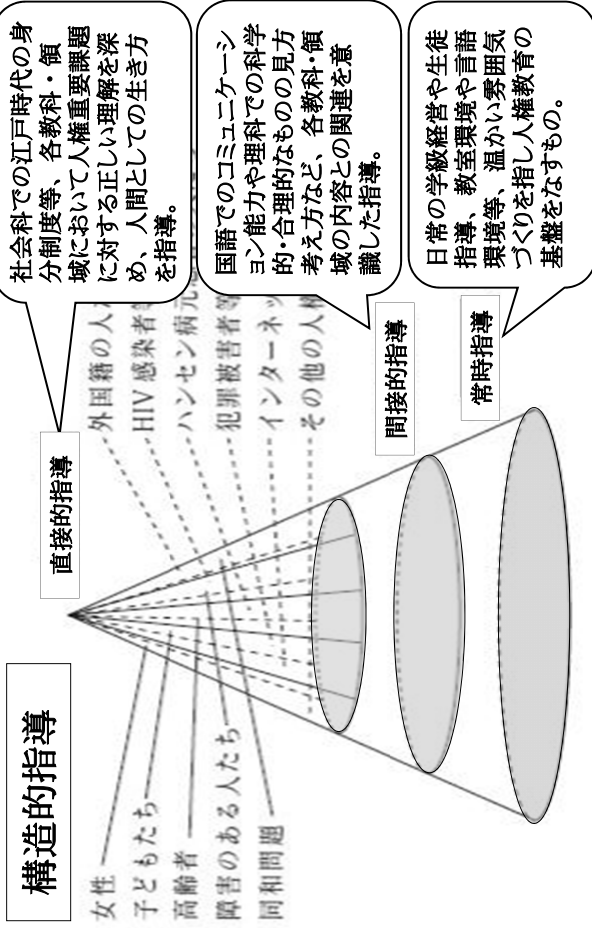
人権感覚の育成

人権感覚チェックリスト

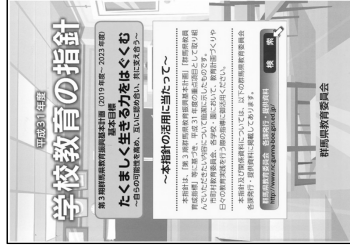
朝の会 (SHR)	授業
1. 夕暮や遅寝を早めに控製し、対処していただけますか。 2. 遅刻した児童生徒や朝日に欠席・早退した児童生徒に言葉かけをしますか。 3. 誰かが欠席・器具等を公平に使えるよう配慮していただけますか。 4. 教師の期待とされた児童生徒の否々の発言を尊重しようとしていただけますか。また、「どうぞごめん」などかたごきでないのか」などと言っていますか。 5. 児童生徒に失敗があった時、失敗を責める者がいたら黙認せず、注意していただけますか。	1. 授業の開始、終了時刻を守っていただけますか。 2. 空所の児童生徒の帰座を促していただけますか。 3. 誰かが欠席・器具等を公平に使えるよう配慮していただけますか。 4. 教師の期待とされた児童生徒の否々の発言を尊重しようとしていただけますか。また、「どうぞごめん」などかたごきでないのか」などと言っていますか。 5. 児童生徒に失敗があった時、失敗を責める者がいたら黙認せず、注意していただけますか。
交友関係	児童生徒に接する時
1. 児童生徒の交友関係を把握していただけますか。 2. 仲間はずれや嫌がらせ、悪口などを把握し、すぐに対処していただけますか。	1. 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいただけますか。 2. 児童生徒の相手を尊重する言葉や態度、名前を間違えたり、敬語していませんか。 3. 児童生徒の話を尊重する感、人格を否定するよう注意をしていますがいませんか。 4. 児童生徒を指導する感、人格を否定するよう注意をしていますがいませんか。 5. 失敗が多い児童生徒を先入観で悪く評値していませんか。 6. 兄弟と比べて、ほめたりけをしたりしていませんか。 7. 児童生徒の欠点を肩づけようせず、よきに目を向けるように努力していただけますか。 8. 失敗した児童生徒のことを、他の学級で例として話していませんか。 9. 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」など褒めようとするように努力していただけますか。
給食	その他
1. 「いただきます」「ごちそうさま」など食事に合わせた動物の生命や調理した人の感謝の言葉をしっかりと覚えていただけますか。 2. 配膳や片づけ等、いやな思いをする生徒がいないように気を配っていただけますか。	1. 文書や懸案などで使う言葉について配慮し、配慮を怠りませんか。 2. 個人情報の管理はしっかりとできていますか。
清掃	朝の会 (SHR)・放課後・部活動
1. 清掃開始が始まったから早く担当場所へ行き、一掃に専念していただけますか。 2. いたちを床に仕事ばかりしている児童生徒や、大変な仕事を押しつけられている児童生徒がいないように気を配っていただけますか。 3. 教室や廊下、給食や海狗等に落書きはないか気をつけていただけますか。	1. 明日の意欲につながるような言葉かけをしていただけますか。 2. 部活動で、行き過ぎた上下関係はないか気を配っていただけますか。 3. 部活動で失敗した生徒を指導する際、生徒の人格を否定するようお叱り方や目や眉をみせるような叱り方をしていませんか。

「群馬県人権教育充実指針」  
(平成28年3月)P. 43

# 学校教育における人権教育



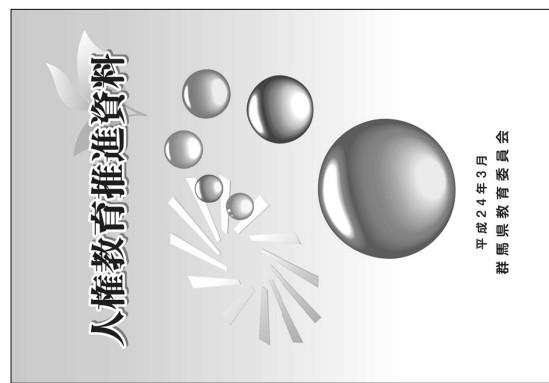
# 学校教育の指針 指導の重点「人権教育」



＜今年度、特に力を入れて取り組んでいただきたいこと＞

- 児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応を心がけましょう。
- 挨拶や丁寧な言葉遣いなど、児童生徒の模範となる言動を心がけましょう。

# 人権教育推進資料 H24.3



→今年度、新学習指導要領を踏まえて改訂へ

# 人権教育推進資料

## 本書の活用

- 「学習指導要領との関連一覧表」と「指定校・指定地域の取組例」で構成
- それぞれの人権重要課題に関わる学習を各教科等に位置付けている。(指導要領との関連)
- 実践例を参考に、人権教育に視点を当てた教育活動の充実を図る。

年間指導計画の見直しに活用できる資料

# 学校教育における人権教育

- ①各教科等の特質に応じ、教育活動全体を通じて推進し、人権が尊重される学校・学級づくりを行う。
- ②校長のリーダーシップや教職員相互の共通理解のもと、学校全体として組織的・計画的に取り組む。
- ③児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ④いじめや暴力をはじめ他の人を傷つけるような問題が起きた時、学校全体として適切かつ毅然とした指導を行う。
- ⑤家庭、地域社会及び関係機関と積極的に連携する。

17

## 重要課題11項目

- |                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| (1) <u>女性</u>       | (7) HIV感染者等の人たち      |
| (2) <u>子どもたち</u>    | (8) ハンセン病患者等の人たち     |
| (3) <u>高齢者</u>      | (9) 犯罪被害者等           |
| (4) <u>障害のある人たち</u> | (10) インターネット等による人権侵害 |
| (5) <u>回和問題</u>     | (11) <u>その他の人権問題</u> |
| (6) <u>外国籍の人たち</u>  |                      |

学校を含め、社会全体でその解決に向けて取り組みなければならぬ人権に関する課題

19

## 2 重要課題に対する取組について

### 重要課題に対する取組

#### (1) 女性

- ・ 女性に対する人権侵害
- ・ 職場のセクシュアル・ハラスメント
- ・ ドメスティック・バイオレンス(デートDV)

☆ 男女の平等や男女共同参画を推進する学習を通して、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざす。  
(指針1)

- ・ 男女共同参画社会基本法
- ・ 女性活躍推進法
- ・ 男女共同参画基本計画
- ・ 群馬県男女共同参画推進条例

18

20

男女共同参画社会への理解 ～女性の人権問題～

- 一人一人が性別に関わりなく、よさを発揮できるように遊びの環境構成を工夫する。(幼稚園)
- 教科等において、男女がそれぞれ認め合い、尊重し合うことの大切さを理解するための学習を行う。(小中学校)
- 特別活動や総合的な学習の時間において、男女共同で行う作業のよさや楽しさが体験できる学習を行う。(小中学校)
- 教科等科目において、男女差別撤廃の歴史や男女平等実現を意図する様々な条約、法令・条例等を知り、その精神や目的を理解するための学習を行う。(高校)
- 特別活動や総合的な学習の時間において、男女相互の理解と協力の在り方や男女共同参画社会について考察する。(高校)

「群馬県人権教育充実指針」(平成28年3月)P. 25

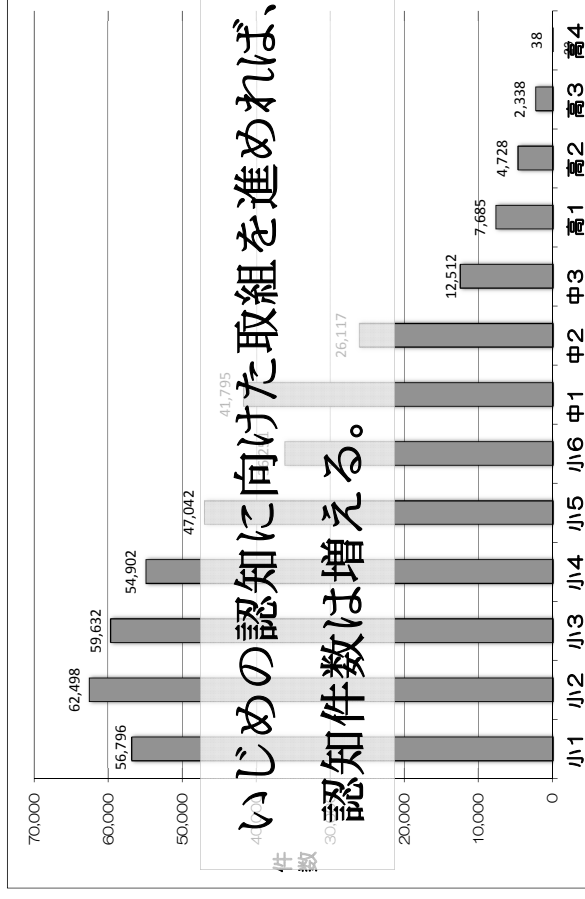
「女性」の人権課題に対する取組の指針【取組例】より <sup>21</sup>

- ・ 子どもに対する人権侵害
- ・ いじめ、校内暴力
- ・ 児童虐待

☆ 子どもの人権について理解を深める学習や、いじめや児童虐待など子どもの人権に関する問題についての対応を通して、子どもの人権を尊重する社会の実現をめざす。(指針2)

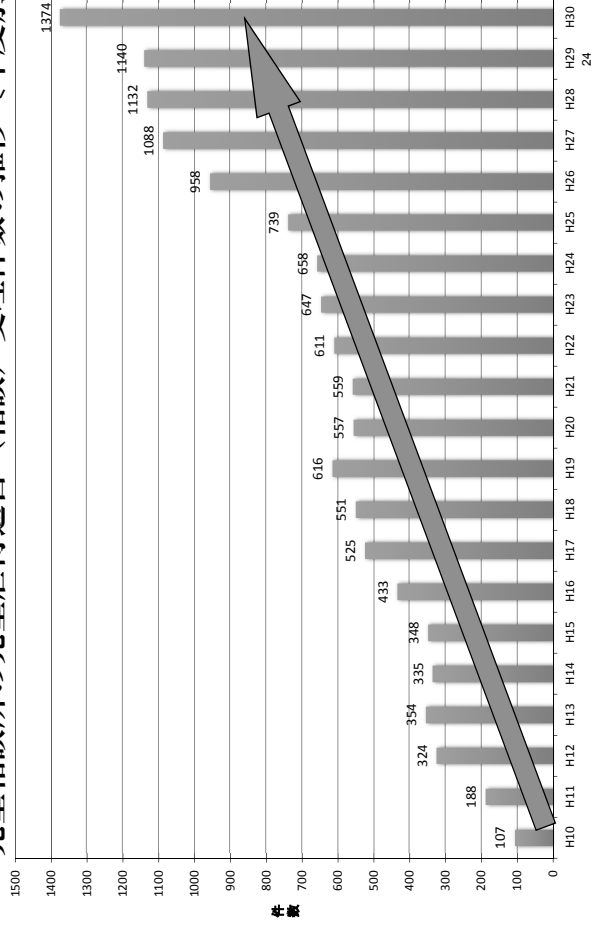
- ・ 児童の権利に関する条約
- ・ 児童福祉法
- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 児童虐待の防止等に関する法律

学年別いじめの認知件数 (平成29年度全国、国公私立)



いじめの認知に向けた取組を進めれば、認知件数は増える。

児童相談所の児童虐待通告 (相談) 受理件数の推移 (年度別)





## ＜児童虐待の防止等に関する法律＞2007年 H19

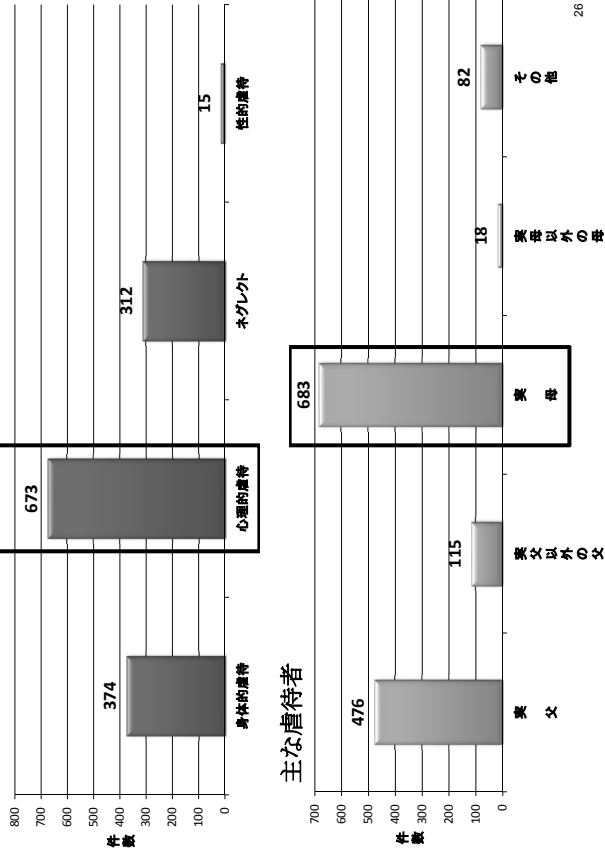
(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

身体的虐待  
性的虐待

ネグレクト  
心理的虐待

### 虐待の種別

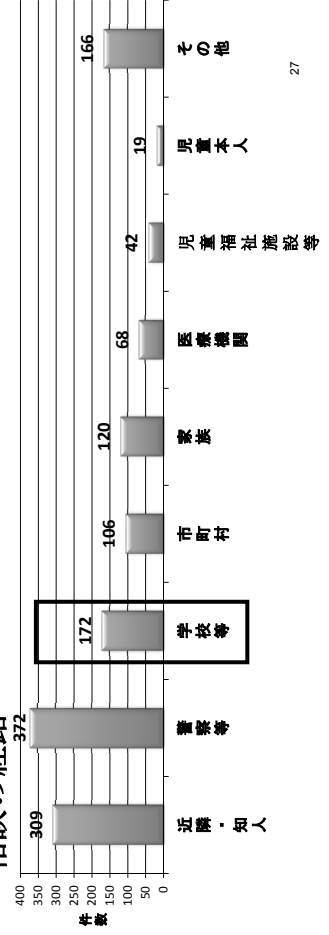


## 重要課題に対する取組 子どもたち 虐待相談の状況 (H30 群馬県)

### 被虐待者の年齢別虐待件数

年齢	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		計	
	H30	前年比	H30	前年比	H30	前年比	H30	前年比		
0～2歳	43	-13	173	62	62	4	0	0	278	53
3～未就学	96	33	193	43	94	24	2	-1	385	99
小学生	145	21	200	54	102	15	2	-4	449	86
中学生	52	-5	72	0	35	3	4	-8	163	-10
高校生・他	38	6	35	14	19	-12	7	-2	99	6
合計	374	42	673	173	312	34	15	-15	1374	234

### 相談の経路



## ＜児童虐待の防止等に関する法律＞2007年 H19

(児童虐待の早期発見等)

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第六条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。



## 特にお願したいこと

- 1 学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、例え確認が得られないとしても、市町村福祉担当部局（緊急を要する場合は児童相談所）へ通告や情報提供を速やかに行うこと。その際、市町村教育委員会へも報告すること。
- 2 学校等においては、虐待の兆候をつかみ、情報収集する際に、本人と保護者の話の内容に食い違いが見られる場合においても、躊躇せず、速やかに通告や情報提供を行うこと。
- 3 学校等及び市町村教育委員会においては、保護者から「どうやって虐待があると知ったのか」等、認知した経緯の開示を求められなくても伝えないこととする。児童相談所等と連携しながら対応すること。また、保護者との関係等を重視し、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すること。
- 4 学校等において、児童虐待を発見した際には、市町村福祉担当部局に通告を行うこと。ただし、緊急を要する場合（子どもを家に帰すことが危険な場合）には、躊躇せず児童相談所へ通告すること。特に、性的虐待については、被害が見えにくいことに留意のうえ、察される事案があった場合には、直ちに児童相談所へ通告すること。
- 5 学校等においては、要保護児童の定期的な情報提供に関して、保護者等から欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村福祉担当部局（緊急を要する場合は児童相談所）へ情報提供すること。

※ ただし、不登校による欠席や入院による欠席で、状況を確実に把握できている場合を除く。詳細については、養教第1140-80号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（通知）」を参照のこと。

- ・ 同和問題に対する偏見や差別意識

☆ 同和問題に関する正しい理解と認識を深める学習を通して、同和問題に関する差別意識の解消を図る。  
〈指針5〉

- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律
- ・ 群馬県同和教育の基本方針
- ・ 同和对策審議会答申
- ・ 地域改善対策協議会意見具申

1965(昭40) 同和对策審議会答申 行政の責務 国民的な課題

1969(昭44) 同和对策事業特別措置法

1972(昭47) 群馬県同和教育の基本方針

1982(昭57) 地域改善対策特別措置法

1987(昭62) 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）

1996(平8) 地域改善対策協議会意見具申

2000(平12) 人権教育及び人権啓発に関する法律

2002(平成14年3月31日) 地対財特法の法期限

2002(平14) 群馬県人権教育の基本方針

2016(平28) 群馬県人権教育充実指針（改訂）

2016(平成28年12月16日) 部落差別の解消の推進に関する法律

「部落差別の解消の推進に関する法律」抄

H28.12.16施行

## 第1条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が生じていることを踏まえ、～部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## 第5条（教育及び啓発）

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

「部落差別解消推進法」を踏まえた人権教育の取組促進を促すリーフレット

「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえた人権教育の充実

部落差別解消推進法とは、どのような法律ですか？

なぜ「今、法律」が施行されたのですか？

学校ではどのような取組をすればよいのですか？

部落差別の解消とは、どのような状態を指すのか。

部落差別の解消を目指すには、どのような取組が必要か。

部落差別の解消を目指すには、どのような取組が必要か。

- 1 就職差別
- 2 土地差別
- 3 結婚差別
- 4 差別落書き
- 5 インターネット上の差別書き込み

※ 『全国部落調査 部落地名総鑑の原典 復刻版』 について

※ 「本人通知制度」 について

面接等で応募者の適正や能力に関係ない以下の事項について、質問や調査を行うことは、就職差別につながります。（面接練習等が差別につながる場合もあります。）

- 1 面接の質問内容
  - (1) 本籍に関する質問
 

あなたの本籍地はどこですか。あなたのお父さんやお母さんの出身地はどこですか。
  - (2) 住居とその環境に関する質問
 

あなたの住んでいる地域は、どんな環境ですか。あなたのおうちは国道〇〇号線のどちら側ですか。
  - (3) 家族構成や家族の職業・地位・収入に関する質問
 

家族構成はどうなっていますか。あなたの家族の職業を教えてください。
  - (4) 資産に関する質問
 

あなたの住んでいる家は、一戸建てですか。あなたのうちの不動産はどれくらいありますか。
  - (5) 思想・信条、宗教、支持政党に関する質問
 

あなたは、神や仏を信じる方ですか。あなたの家庭は、何党を支持していますか。あなたの家では、何新聞を読んでいますか。

2 作文のテーマ

「私の家庭」「私の生い立ち」「私の尊敬する人物」 など

- ・ アイヌの人々に対する偏見や差別意識
- ・ 性同一性障害などの人々に対する偏見や差別意識
- ・ 拉致問題

☆ アイヌの人々や性同一性障害などの人々たちに対する偏見や差別の解消を図るとともに、拉致問題など、様々な人権問題について理解を深める学習を行う。（指針11）

※ 様々な人権問題 ― 人身取引、刑を終えて出所した人、プライバシーに関する問題、 ストーカー被害を受けている人などへの偏見・差別など

- ・ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
- ・ 拉致問題その他の北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律
- ・ 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知27\_4\_30付27文科初原生第3号）
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）文科省平成28年4月1日付事務連絡

北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」  
 <全公立小中高特別支援学校へ配布>



41

通知 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について  
 (平成27年4月文部科学省)

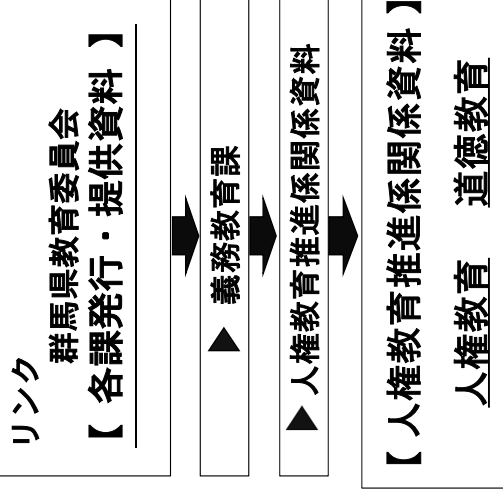
性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要なる場合がある。  
 → 個別の事案に応じた、児童生徒の心情等に配慮した対応策等が示された。

<性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例>

- (服装) 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
- (髪型) 標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
- (更衣室) 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
- (トイレ) 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
- (呼称の工夫) 校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
- (授業) 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
- (水泳) 上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。
- (運動部の活動) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
- (修学旅行等) 自認する性別に係る活動への参加を認める。  
 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

42

学校の取組、各種資料等については、群馬県総合教育センターのホームページへ



おわりに

- 「群馬県人権教育充実指針」を活用する。
- 人権課題に対する正しい知識を身に付ける。
- 教師自らが人権感覚を高める。
- 多様性を認める姿勢をもつ。

43

44

### (3) 実践発表1 藤岡市立鬼石小学校

自他を大切にし、自分の意見を生き生きと表現できる児童の育成  
—自分の考えや思いを伝え合う活動を通して—

#### I はじめに

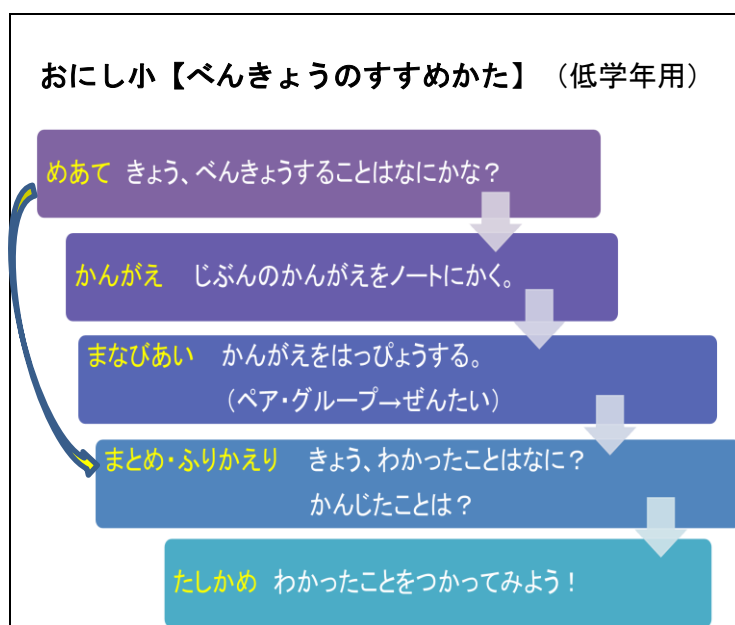
本校は藤岡市人権教育実践推進校の指定（平成 29 年度～30 年度）を受け、人権教育のねらいに基づいた教育活動を展開することによって、学力向上及び人権を尊重する児童の育成に努めている。また、鬼石地域の児童・生徒を鬼石校区 3 つの学校で育てていくという視点を持ち、目指す児童像と指導方法等を共有することで共通実践を図り、連携型小中一貫教育を推進している。

本校は、全校児童 97 名の小規模校であり、素直な児童が多く、異学年の児童同士がよく遊び、高学年が低学年の面倒を見る姿も多く見られる。また、朝礼や授業では、話す人を見ながらしっかりと聞くことのできる児童が多く、話を聞く態度は身に付いている。表現力については、授業中に自分の考えをまとめたり元気よく発表したりする力は、まだ十分ではないが、本校の特色である合唱では大きな口を開け、上手に歌うことができる。H28 年度の CRT 標準学力テストの結果では、国語・算数ともに基礎的な内容の定着は全国平均並みであり、思考・判断力については「教えて考えさせる授業」に重点的に取り組んだ結果、成果の表れた学年が多い。課題としては、「話す・聞く」「読み取り」等、表現力の定着が低い学年が多く、今後も継続的な指導が必要であることが明らかとなった。学校評価アンケートからは、保護者に対し、学習や進路に対しての意識を高めてもらうとともに学力向上に向けて、家庭を巻き込んだ指導方法の改善に取り組んでいくことが必要であることが分かった。これらを踏まえ、自分の考えや思いを伝え合う活動を計画的・継続的に実践すれば、生き生きと表現できる児童の育成を図ることができると考え、本主題を設定した。

#### II 本校における人権教育の取組

##### 1 授業研究部の取組

鬼石中学校区では、9年間を見通した人権教育の重点を、「自他を認め合い、高め合う児童の育成」としている。そこで、本校では、目指す児童像「自他を大切にし、自分の意見を生き生きと表現できる児童」の育成に向けて、教科のねらいを達成させる実践を積み重ねていこうと考えた。そのために、やる気の生徒指導の3機能（自己決定、自己存在感、共感的な人間関係）を意識した授業づくりを各学年や児童の発達段階、教科領域の特性に合わせて行った。また、「勉強のすすめ方（学習スタンダード）」や「発表・話し合いの約束」、「聞き方の約束」を教室掲示し、学習の過程とルールの共通理解を図った。



## 2 研究の経過 H30 年度

日 程	研 修 内 容
<b>【1 学期】</b> 4 月 20 日  5 月 1 日  5 月 28 日 6 月 5 日～15 日  6 月 11 日 6 月 28 日 7 月 4 日	○研修主題、研修内容、計画、組織の検討 ○「学習用具の約束」「発表・話し合いの約束」「聞き方の約束」等学習規律の確認 ○目指す児童像の再検討、ブロックの重点目標決定 ○藤岡市人権教育発表会の授業者決定 ○2 校合同研修 ・計画訪問における授業検討会等 ○要請訪問 ○第 1 期人権月間 人権意識の向上及び実践化 1 ○授業研究に向けての共通理解 ○6 年外国語活動授業研究会 鬼石北小学校 ○計画訪問：人権教育を意識した授業実践・授業研究会 人権教育を核にした学力・授業力向上
<b>【夏季休業】</b> 8 月 6 日 8 月 21 日	○夏休み中の研修について ○研究紀要作成、教材分析、教材研究、授業者指導案作成 ○3 校合同研修 鬼石中学校区合同研修会 ・校内研修発表会 ・指導案検討会 ・プロジェクト部会
<b>【2 学期】</b> 9 月～12 月  10 月 15 日 10 月 31 日 11 月 1 日 11 月 5 日  11 月 13 日   11 月 15 日 11 月 16 日 11 月 28 日 11 月 27 日 ～12 月 11 日	○全国学力・学習状況調査の分析 ○学力向上対策の検証と新たな具体策の実施 ○一人 1 研究授業 ○6 年理科「水溶液の性質」 ○3 年音楽「手拍子でリズム」 ○1 年道徳「はしの上のおおかみ」 ○3 校合同研修 要請訪問 プレ授業（低・中・高：鬼石北小） ○全体研修（指導案検討最終） ○藤岡市指定 人権教育実践推進校 発表会 代表授業 2 年道徳「こまっているともだちに」 4 年音楽「おはやしのせんりつをつくりましょう」 5 年算数「単位量あたりの大きさ」 ○6 年算数「比例と反比例」 ○2 年国語「しかけカードの作り方」 ○4 年算数「小数のしくみ」 ○第 2 期人権月間 人権意識の向上及び実践化 2 ○学校評価アンケートによる分析
<b>【3 学期】</b> 1 月 29 日 ～2 月 12 日	○C R T 標準学力調査の分析 ・成果と課題 ○第 3 期人権月間 重点目標：いろいろな人と仲良くなろう 人権意識の向上及び実践化 3 ○実践録の検証と作成 ○今年度の研修のまとめ

### 3 人権教育部の取組

#### (1) 常時指導

常時指導は、日常的な指導として、学級経営や生徒指導を通して行われるもので、児童の望ましい人間関係や学級の雰囲気づくりに大きな影響を与えるものである。児童一人一人よさが認められ、共に生きているという実感がもてるように指導を進めている。

##### ①あいさつ・へんじ・しせい・呼び名の徹底

児童一人一人を大切にすることの基本は、あいさつという考えのもと、月曜日の朝にあいさつ運動が行われている。児童会役員、鬼石中学校の生徒、PTA役員の皆さんと一緒に、朝のあいさつ&スマイルハイタッチをしている。地域のボランティアさん、民生委員・児童委員さんも参加し、地域が一体となった取組になってきている。



(あいさつのポイント) お 大きな声で  
に にっこりスマイル  
し しっかり目を見てハイタッチ

##### あいさつ運動

また、姿勢の乱れは気持ちの乱れという考えで立つ姿勢・座る姿勢については常に正しい姿勢になれるように声かけをしている。そして、相手を尊重する気持ちから、友だちの名前を呼ぶときは、下級生でも上級生でも必ず「〇〇君」「〇〇さん」という呼び方をして、呼び捨てにしないことを徹底して指導している。

##### ②学級経営

全ての基盤は学級経営にあるということ認識し、生徒指導の三つの機能（自己決定・自己存在感・共感的人間関係）を意識した学級経営を行っている。そして、どの児童も気持ちよく生活できる学級をめざして、各学年で学級づくりを行っている。

(学級づくりの内容)

- 1年 朝の会「おはようハイタッチ」「お誕生日の歌」 誕生日の「給食かんぱい」  
帰りの会「今日のありがとう」の発表
- 2年 朝の会「おはようハイタッチ」 誕生日の「給食かんぱい」  
帰りの会「今日のありがとう」の発表  
学期に数回クラスレク
- 3年 朝の会「おはようハイタッチ」  
誕生日の「給食かんぱい」  
帰りの会「うれしかったこと」の発表  
1日1回は授業で活躍
- 4年 朝の会「おはようハイタッチ」  
誕生日の「給食かんぱい」  
帰りの会「今日のオンリー1」の発表  
週に1回は全員で遊ぶクラスレク  
授業におけるネームプレートの活用
- 5年 週1回は全員で遊ぶクラスレク  
帰りの会「今日のベストフレンド」  
誕生日の「給食かんぱい」  
週1回は全員で遊ぶクラスレク
- 6年 週1回は全員で遊ぶクラスレク、誕生日の「給食かんぱい」  
帰りの会「今日のベストフレンド」「今日のワンダフル」



おはようハイタッチ



### ③鬼石小学校 よい子の生活

お互いに気持ちよく、落ち着いて学校生活を送るために、4月に「鬼石小学校よい子の生活」を各家庭に配布し、教室にも掲示して、生活習慣の徹底を図っている。

### ④児童理解

月1回の職員会議では生徒指導について話し合い、各学級から良いこと、問題点が具体的に出示され、全職員で共通理解した上で指導に当たっている。毎月行っている「生活アンケート」では、結果をまとめ、課題については早期解決をめざして取り組んでいる。

また、運動会の団活動、たてわり班の「なかよしタイム」「なかよし清掃」などを通して、全校児童の顔と名前を一致させて指導ができるように心がけている。

## (2) 直接指導

直接指導では、1年間に3回の人権集中学習を行ってきた。次に、平成30年度の取組、第1期人権集中学習(6月)を紹介する。

- <活動内容>① いじめは「しない」「させない」「許さない」「見て見ぬふりをしない」  
② ほかほか言葉をつかおう

### ○朝礼

(校長先生の話)

演劇教室「べっかんこ鬼」の感想から、友だちに対する態度、『いじめはダメ! ぜったいしない。』という話を聞いた。

(児童会からの呼びかけ)

児童会本部委員が中心となり、代表委員会で話し合っただけで決定したスローガンを全校児童に伝えた。

- か 考えよう友だちの気持ち  
が 学校のみ人と仲良くしよう  
や 優しい心でいつもよう  
き 気持ちよく一日を過ごそう

(あいさつ運動をこの時、集中して実施)

人権担当からあいさつについての話を聞いた。

- あ あかるい あいさつ  
い いつでも あいさつ  
さ さきに あいさつ  
つ つづけよう あいさつ

### ○ほかほかカード

人権月間の毎日の取り組みを振り返るために、今年度もほかほかカードに記録した。今年度は「おはよう」のあいさつと「ほかほか言葉」をチェックするだけでなく、だれかのために何かできることをしようという取り組みも行い、記録した。

### ○各クラスの目標

スローガンを基に、各クラスの目標を話し合い活動に取り組んだ。

## 人権だより

鬼石小学校  
人権教育部  
H30.6.7

### 人権集中学習スタート 人権って?

「人間が人間らしく生きる権利」であり、誰によっても身近で大切なものです。子ども達にもわかりやすく言うと、「命を大切にすること」「みんなと仲よくすること」となります。

今年も、鬼石小学校では、6月、12月、2月の3回、人権月間として集中学習を行います。もちろん、その期間だけでなく、いつも心に人権の花を咲かせておきたいと願います。

#### 人権月間 6月5日(火)~6月15日(金)

**6月の重点目標**  
みんなが笑顔で生活するには?

① いじめは  
「しない」「させない」「許さない」  
「見て見ぬふりをしない」

② ほかほか言葉をつかおう

③ だれかのためにできることをしよう

\*児童会スローガン

か 考えよう 友だちの気持ち、  
が 学校のみ人と仲良くしよう。  
や やさしい心で いつもいよう  
き 気持ちよく一日をすごそう。

6月は「鬼石小学校いじめ0」に向けてを中心に各クラスでいろいろな学習に取り組めます。さらに、言葉づかいや友達の名前の呼び方についても考えます。『だれかのためにできることを考えて行動しよう』という取り組みもします。

ご家庭でも、話し合ってみましょう。

**主な活動**

- 人権のお話、6日の朝礼で校長先生や児童会から「人権の話」を聞きました。
- 児童会で人権月間のスローガンを話し合い、決めました。
- 「ほかほかカード」 自分の言葉づかいやあいさつ、だれかのために何かできたかをふり返り、見直します。
- 道徳などの授業、各クラスで人権月間の目標を決めたり、人権に関する授業を行いました。
- 各クラスで、全員が楽しめるレクを考えて行います。
- 全校で給食を食べたあと、全校レクをして遊びます。(6/15 今回は、伝書ゲームの予定)
- 人権標語 全校で取り組みます。親子で考えてみてください。

## ほかほかカード

ねん なまえ ( )

か かんがえよう ともだちのきもち。  
が がっこうのみ人となかよくしよう。  
や やさしいところで いつもいよう。  
き きもちよく一日をすごそう。

1 しゅうめ ○…がんばれた △…がんばれなかった。

	4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 (金)
おはよう					
ほかほかことば					
だれかのために					

1 しゅうめをふりかえってのかんそう。

## ○人権標語

今年度も人権月間の取り組みの一つとして人権標語を作成した。人権について家庭で考えるきっかけとなり、意識を高めることができた。

## ○全校給食&全校レク

子どもたちからの実施希望が多かった全校給食と全校レクを行った。縦割り班ごとに輪になり体育館で食べた。6年生が下学年の面倒をよく見て、スムーズに行うことができた。いつもと違う場所で、違うメンバーと楽しい給食の時間を過ごした。全校レクは、児童会の計画進行で「伝言ゲーム」を行った。縦割り班対抗で行い、とても楽しんでいる様子が見られた。



全校給食

## ○ふりかえりカード

一人ひとりの取り組みを振り返ったり、学級の取り組みを振り返ったりした。人権集会で、代表が発表した。

## ○人権集会

各クラスの反省や感想の発表を行った。その後、全員でじゃんけん列車を行い、一つの大きな輪を作った。その輪のまま、自分の前の人にマッサージをしたり、ドミノのように体を倒して寝たりする身体ほぐしの活動を行った。楽しく盛り上がったじゃんけん列車の後、静かにスキンシップを取り合いなごやかな気持ちで集会を終わることができた。

## 各クラスの目標

**人権集会 6月19日(火)**  
各学年の代表の人が、人権月間のふりかえりを発表してくれました。

**1年生**  
みんなてこえを付けてなかよくあそぶことと、ほかほかことばをつかうことをがんばりました。すなはあどむのときに、ともだちがいっしょにやろうってやさしくこえを付けてくれたのがうれしかったです。

**2年生**  
みんなクラスのもくひょうにむけてクラスレクをしたり、あかり先生とあそんだりできました。みんなでなかよくできました。「ほかほかことば」をいうこともできました。みんなに、こえをかけた。くん、さんということができました。かえりに、げん気に「ばいばい」って言ってくれました。ともだちのために、やさしくできている人もいました。

**3年生**  
友だちに「ほかほか言葉」を使えました。という意見が多かったです。相手の気持ちをよく考えるから「ごめんね」や「ありがとう」を言うことができました。また、こまっている友だちは、すぐたすけてあげることやりました。特に、さゆう段の時間は、じゅんび、かたづけをみんなてさよう力して、すばやくすることができました。

**4年生**  
4年生みんなだれでも助け合い、だれにでもやさしくしようをいっしょうけんめいがんばっていたと思いました。これからも、一日一回いじょうは、自分からいいことをしようをがんばりたいです。

**5年生**  
5年生は15人空回り、いじょうにしていた。寝、さんをつけて言っていました。これからは、いじょうを続けていきたいです。ほかほか言葉もみんな言っていました。人けん回が回っても、ほかほか言葉をみんな言えるようにしたいです。

**6年生**  
よくできたことは、かがやきを重畳して過ごすことができたことです。特に、あいさつがよくなりました。よくできなかったことは、着、さんをつけることができなかったことです。それなので、これからも気をつけていきたいです。

\*人権月間の最後は、みんなて「じゃんけん列車」と体ほぐしの運動をしました。全員の笑顔で終わりました。

  
代表の発表

  
じゃんけん列車

  
なかよし集会

  
あいさつ運動

## ふりかえりカード (各学年のまとめ)



人権集会の様子 (一つの大きな輪になって、身体ほぐしの活動)



### (3) 間接指導

#### ①健康教育

本校の校内研修目標である「自他を大切にし、自分の意見を生き生きと表現できる児童の育成～自分の考えや思いを伝え合う学習活動を通して～」に沿って、健康教育の領域では、学力向上を支えるものとして、生活リズムの確立に視点をあて、実践してきた。

#### ○にこにこ生活習慣チェック

毎月第一月曜日に児童保健給食委員が各教室に出向いて、一つ一つの生活を確認しながら自己の生活を振り返る活動である。○×△の印によって自己評価を行い保健給食委員が集計している。

このカードは、鬼石中学校校区の3校で実施し、継続した取り組みができるようにしている。児童は個人専用のファイルを保持し、そのファイルに綴じて保管し、6年間のカードを積み重ねている。

このことにより、生活リズムの全体の課題や個人の課題を意識したり、生活を改善できたかどうかを自己評価したりできた。

#### ②体力の向上

鬼石中校区教育目標である「自他を大切にし、自分の意見を生き生きと表現できる児童の育成」のための基盤として、いろいろな運動に親しみ、運動の楽しさにふれることで自ら進んで身体を動かす児童を育成することを目指し、以下の実践を行っている。

#### ○『マラソンがんばり』【朝の5分間走】

登校後の8時15分より5分間、音楽に合わせて校庭を走る活動を取り入れて、6年ほどになる。「マラソンがんばりカード」を作成し、日々校庭を何周走ったかを記録していく。教職員も一緒に全校で一斉に走り、次の業前活動に備える。雨天時以外はほぼ毎日取り組む本校の伝統的活動になっている。

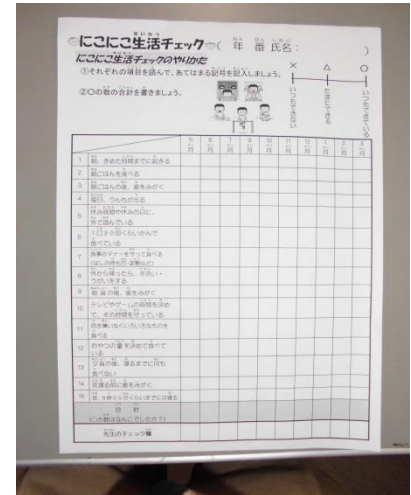
#### ○『水泳がんばり』、『陸上がんばり』への取組（月曜日を除く火～金曜日）

市の水泳、陸上教室記録会の参加に向けて、5、6年生を中心に各記録会前の3～4週間前から放課後の1コマ（45分程度）を泳力や走力、跳躍力などの向上に取り組んでいる。『水泳がんばり』は4年生も参加して3年間をかけた泳力の向上をめざす。

#### ○合同体育（学年ブロックと小・小連携）の取組

##### 『学年ブロック体育』

各学年ともに単学級で少人数のため学年ブロックごとに合同体育を行っている。指導する教師が複数になり、児童もゴール型やネット型のチーム競技が円滑に行うことができる。また、学年を超えた仲間意識や競争心が子ども達の動きを活発にしている。



マラソンがんばり

けて個々

### ③縦割り班活動

#### ○なかよし清掃

(活動内容)

- ・たてわり班編制は、「なかよしタイム」の班編制と同じとする。
- ・ひと班、12～13人。合計8班の構成とする。
- ・事前に、6年生を中心に清掃箇所の清掃分担を話し合う。
- ・各学期大掃除の1週間前から清掃週間とし、美化園芸委員会から伝えられた目標で清掃する。
- ・清掃後は反省会を設け、1～6年生が日ごとに順番に反省感想を言う。
- ・「学校も自分も清潔でいたい。」という意識をもたせるために、反省会の最後に手洗いやハンカチチェックを行う。

(活動の様子)

給食後、清掃の時間になったら、それぞれ割り当てられた清掃場所で、6年生が考えた分担で取り組む。高学年の子が低学年の子に掃除のコツを教えてあげたり、重い物を一緒に持ってあげたりする。分担を考える際は、6年生が担当の先生に事前に相談をして、アドバイスをもらいながら考え、決める。高学年は、低学年の様子を見守りながら、自分の役割も果たす子が多い。



#### ○なかよしタイム (縦割り遊び)

(活動内容)

- ・全校児童は、8つの班に分かれる。(各班に全学年が入り、一つの班は、12人程度)
- ・1回目の縦割り遊び前に班で集まり話し合いを行う。
- ・高学年の打ち合わせ(最初の縦割り遊び前までに)
- ・3学期の最後に、班の6年生全員に感謝の手紙を書き、『6年生を送る会』で代表が「感謝のひとつ」を言って手紙を渡す。

(活動の様子)

- ・班ごとに集合場所に集まり、(6年生は1年生を迎えに行く。)6年生が計画した遊びのルールを説明した後、活動をする。(体育館はローテーションで使用する。)



### Ⅲ 研究の成果と課題

#### 1 成果

学習規律の徹底に全校で取り組み、「学習スタンダード」を基に指導方法についての共通理解を図り全職員で授業改善に取り組むことができた。また、授業中の積極的な生徒指導と伝え合う活動を基盤とし、自分の考えを生き生きと表現できる児童の育成を目指して授業研究を重ねてきた。

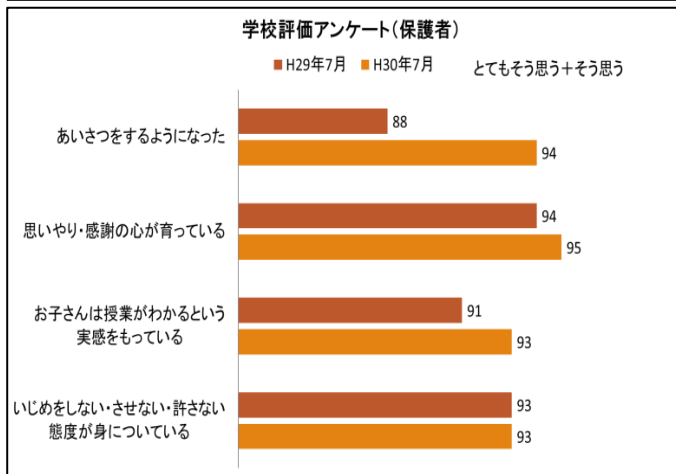
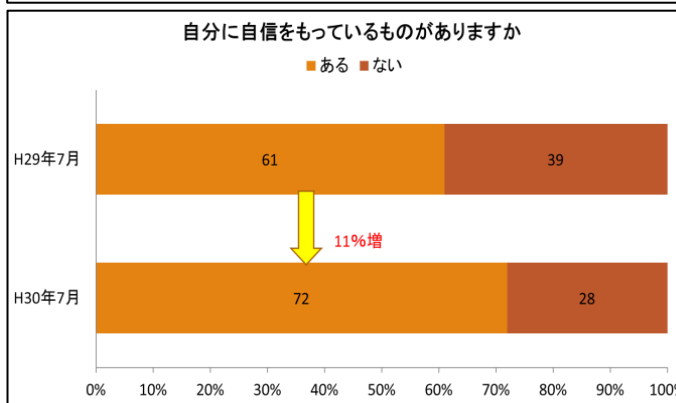
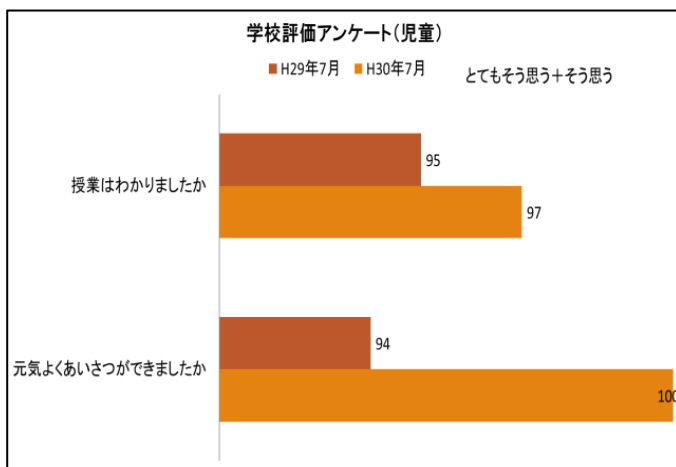
児童対象の学校評価アンケート結果を見ると「授業はわかりましたか」の項目で「A:とてもそう思う」「B:そう思う」と答えた児童の合計が95%（H29）から97%（H30）へ上昇した。「授業がよくわかる」という実感をもっている児童が増加したことがわかった。

人権教育を核に教育活動に取り組んだ平成29年度、30年度の学校評価アンケートで比較すると、人権集中学習の重点としてきた「進んであいさつ」の項目は、児童評価は、94%から100%に上昇あいさつの習慣化が定着してきている。児童評価の「自分に自信をもっている」についての項目についても61%から70%へと上昇している。本校の児童が前向きに生活していることが窺える。

保護者による学校評価アンケートの結果を見ても、今年の方があいさつをするようになった、思いやり・感謝の心が育っている、授業が分かるという実感をもっているという設問はプラスとなった。

#### 2 課題

課題として、多くの児童が自分の意見をもつことができるが、思いを伝え合う方法については更に工夫が必要である。また、少人数の集団のため、固定化された人間関係の中で相手のよさを認め合う日常の雰囲気作りや指導を充実させていきたい。



#### (4) 実践発表2 長野原町立西中学校

### I 研究の概要

#### 1 研究のテーマ

自他の大切さやよさを認め、共に学び高め合える生徒の育成  
～ 主体的・対話的な学びの工夫～

#### 2 研究のねらい

自他の大切さやよさを認め、共に学び合える生徒を育成するために、主体的・対話的な学びの工夫を行う取組が有効であることを、実践を通して明らかにする。

#### 3 研究の内容

##### (1) 主題設定の理由

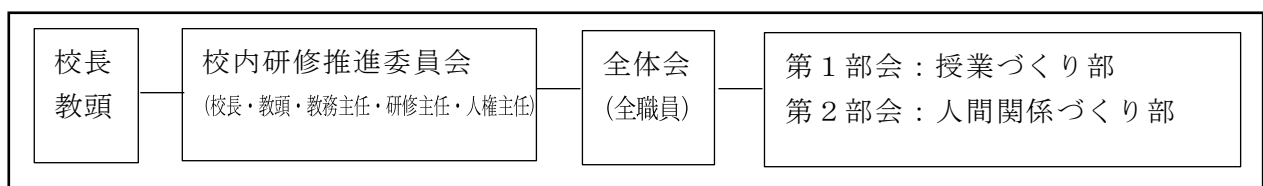
長野原町は群馬県の北西部に位置し、豊かな自然と観光資源に恵まれた町である。本校は応桑地区・標高 1000 メートルの高地に位置する小規模校である。本校生徒は応桑小学校、北軽井沢小学校の二校から入学してくる。平成 30 年度全校生徒数は 61 名である。

多くの生徒は自力で自転車登校をしており、自分の役割やさまざまな活動に一生懸命に取り組もうとする純朴で素直な子が多い。幼い頃から一緒に育ってきた仲間に対して互いに理解を示し、優しくできる部分もあるが、小規模校ゆえの課題として、固定化された人間関係の中でしかコミュニケーションを上手にとることができない点や、自己認識不足による衝突や自己肯定感の欠如などが見られる。学習面では与えられた課題に対してまじめに取り組もうとする姿勢はみられるが、受動的な学習に陥りがちで、互いに対話し合いながら学びを深めようとするところには課題が見られる。

そこで、このような課題をもつ生徒に対して、主体的に学習に取り組める工夫や互いのよさに気づき対話的な学習に取り組める工夫をしていくことで生徒が互いの考えを認め合いさらに学習を向上させていこうとする意欲を高めたいと考え、主題を設定した。

##### (2) 研究組織

本研究においては、第 1 部会として「授業づくり部」、第 2 部会として「人間関係づくり部」を設置する。「授業づくり部」では、本校で一昨年度から続けられてきた「学習規律の確保」と「授業の基本スタイル」を継承しながら教科指導的な面からのアプローチを行った。さらに、対話的な学びを推進するためには人間関係の在り方が大きく影響すると考えられたため、新たに設置した「人間関係づくり部」においては、常時指導を踏まえた学級経営的な側面からのアプローチを行っている。



## II 具体的な取組

### 1 授業づくり部会の取組

#### (1) 主体的な学び・対話的な学び

研修副主題である「主体的・対話的な学びの工夫」の実践にあたり、具体的な生徒像を以下のように共通理解した。

##### 〔主体的な学びの具体的な姿〕

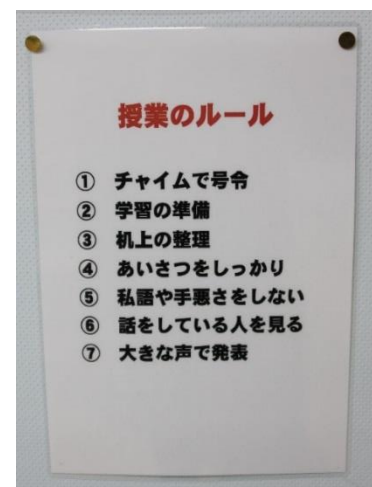
- ・自分の言葉で表現し、次の学習につなげようとする。
- ・課題を自分自身の問題として捉え思考する。
- ・学習内容に対するつぶやきがある。
- ・自分なりの試行錯誤の姿が見られる。
- ・学習活動の目的を理解し、課題をもって取り組んでいる。
- ・考える、話す、聞くといった行動を、自らできる。

##### 〔対話的な学びの具体的な姿〕

- ・他者との話し合いの中で、相手の話の内容に関心を持ち、学習内容につなげる。
- ・意見のやりとりがある。
- ・互いの違いに気付き、「なぜ？」という思いが思考の深まりにつながる。
- ・子ども同士、子どもと教師の対話の中で、気づきや発見がある。
- ・自発的な教え合いがある(つぶやき(1人)→わからないことを認識(複数)→教え合い)。

#### (2) 授業規律(常時指導)

自他の大切さやよさを認め、共に学び合える人間関係や環境をつくるために、授業の基本的なルールを作成し、全学級に掲示した。どの学年、どの授業でも共通して意識することを整理することで、校内で同一歩調を取りながら、学習規律の共通化を図ることができた。授業の学習規律が向上することで、生徒が安心して自分の意見を発表したり、級友の発表を熱心に聴いたりする場面が増えてきた。



#### (3) 授業の流れ

前項の授業規律に基づきながら、本校ではそれぞれの教科等を「授業の基本スタイル」(以下「基本スタイル」)に基づいて行っている。その「基本スタイル」は次のような流れである。

##### 〔1 単位時間の「授業の基本スタイル」〕

学習過程	目的	活動例
1. 復習(3~5分)	テンポ作り, 学習のウォーミングアップ	フラッシュカード 豆テスト
2. 導入(1~3分)	主体的に学習に取り組むための工夫	視覚教材・現物の提示

3. 課題提示 (2~3分)	学習課題に対して自ら考えるための手立て 生徒自身が課題を持つ	「めあて」の板書 本時の見通しを示す
4. 自己解決 (3~8分)	主体的に考える (自分の内部を含めた思考過程)	課題解決の方策をノート に記述
5. 集団解決 (5~15分)	他者との意見の共通点や相違点に気付く 教え合い	学級・グループで意見表明 と検討
6. まとめ (3~5分)	音声言語で終わらせず学習を集積する	重要事項を決定し板書 ノートに記述
7. 習熟汎用化 (5~10分)	自ら考えて課題を解決する 問題の習熟を図る	問題演習
8. 評価(2~3分)	他者の良い点に気付く	自分とクラスの振り返り

この「基本スタイル」では全体的に主体的・対話的な学びが授業の中核として展開することになる。特に自己解決の場面において主体的な学び、集団解決の場面において対話的な学びが表面化する。全教員が「基本スタイル」に基づいて授業を行うことで授業のユニバーサルデザイン化も図っている。その結果、生徒は授業の流れに見通しを持つことができる。具体的に授業の活動において、どのようにするか分からない生徒がいても、周りの生徒たちをモデルとして授業に取り組むことができるようになる。

このようにして個々の学習への取り組みなどの差の広がりを抑え、全教員が同一歩調で授業づくりに取り組めるようになっている。

#### (4) 授業実践

本校では1人1授業を公開し全職員で授業研究を行うことで、「主体的・対話的な学び」の工夫を検討する機会を設け、そこで得られた知識や技能、効果等の共有化を図り他教科にも取り入れるよう努めている。

##### ①主体的な学びをするための工夫

##### ・生徒が活動の目的を理解するための学習課題

(例) 数学科「関数を用いてブランコの長さを求めよう」

→導入部で「アルプスの少女ハイジ」のオープニングビデオを視聴し、生徒の興味を喚起してから、めあて「関数を利用してハイジの乗っているブランコの長さを求めてみよう」を提示した。

(例) 英語科「How many を用いて、自分たちの持っているゲームや本の数を調べよう」





→導入部で本やゲームなどの写真を提示し、既習事項の表現を使えば自分たちの持っているものの数を調べられることに気づいた生徒の言葉からめあてを引き出した。

### ・生徒が学習課題を自分自身の問題として捉えるための工夫

(例) 保健体育科 ビデオを用いてゲーム中の自分たちの姿から課題解決が図れたか分析する活動

→事前に感じていた課題が実際のゲーム中に改善できていたか、客観的に分析し自己評価を行えるようにした。



▲保健体育科 ビデオでゲーム

### ・自分の考えを表現するための工夫

(例) 英語科 既習事項をまとめたヒントカード  
道徳 葛藤を示す心の円グラフ

→自分の考えを表現することが苦手な生徒に対してヒントカードを用いて言葉で表現したり、操作物を用いて考えを表現したりする支援を行った。

## ②対話的な学びをするための工夫

### ・友だちと協働して課題解決を図る学級活動

(例) 学級活動「仲間と協力しよう」作戦を立てながら協力してペーパータワーを作る活動

→学級活動において友だちと協働し課題を解決する場面を意図的に設定する活動を実践した。これにより自他に目を向け、そのよさを尊重し合おうとする意識付けを行った。



▲3年学活でのペーパータワー作成の様子

### ・対話的な学びに十分な時間を充てる

(例) 学級活動「仲間と協力しよう」 作戦タイムや振り返りの時間の確保  
理科「化学変化と物質の質量」 予想・実験・結果の考察まで

→「授業の基本スタイル」における「集団解決」の時間を十分に確保し、生徒同士の対話が活発に行われるよう、時間の管理と進行を行った。

### ・互いの意見の共通点や相違点に気づくための工夫

(例) 社会科「世界の諸地域」 同じ立場での意見交流から異なる立場での意見交流

→アマゾンの開発について考えるための立場を決め、同じ立場の生徒同士で意見交流をすることで自分たちの立場の意見を説得力のあるものにした。さらにその後、異なる立場で意見交流を行ったことにより、多面的な視点から物事を捉えられることに気づかせ、学習課題に対して自分の考えを深められた。

数学科「連立方程式」 早く作問できた生徒をモデルとして示す

→作問できた生徒が全体の前で発表を行うことで、作問できていなかった生徒が方法・手順を理解したり新たな視点に気付いたりできるようにした。

国語科「大人になれなかった弟たちに……」

多くの生徒が意見を書き込むマッピングやペンシルトーク

→生徒間の意見交流を口頭で行うことに加えて紙面上に書き入れて視覚的に理解できるように残し、他者の意見を認めたり自分の意見と比較したりしやすいよ

うにした。

## 2 人間関係づくり部会の取組

自身と他者を尊重し互いを肯定的な存在として認め合う視点を育み、人権感覚と望ましい人間関係を構築する態度・能力を育てるために、学校行事・給食・メディアコントロールチャレンジ・スクールカウンセラーを活用した取組を行った。

ここでは、学校行事を生かした取組とスクールカウンセラーを活用した取組を示す。

### (1) 学校行事を生かした各学年の取組

#### ①1年生

体育祭や文化祭を振り返り、友達のがんばっていた姿を「よかったよ！カード」に記入し、写真とともに掲示して他者を認める良さ、認められる良さを共有した。数多くの「よかったよ！カード」が作られ、お互いの健闘や他者のために行動した姿を讃え合うことで互いに認め合うことの良さを確かめることができた。

今後もさまざまな場面でお互いを認め合う機会を増やしていきたい。

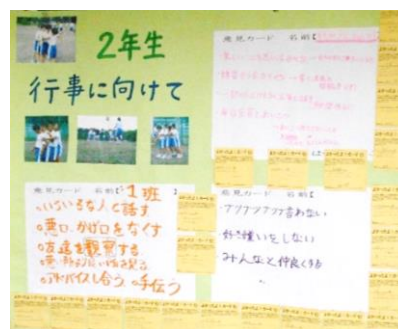


#### ②2年生

学級活動の時間に、体育祭と文化祭に向けて、よりよいクラスにするために必要なことを話し合った。行事後は友達のがんばったところを振り返り、「よかったよ！カード」を記入し、廊下に掲示することで共有した。

話し合いでは、「(友達の) 悪いところより良いところを見る。」「意見を言いやすい雰囲気をつくる」といった意見が出された。

また、「よかったよ！カード」も1人2枚以上書くことができ、友達の良いところを認めると共に、自分の良さにも気づく活動が進展してきた。



#### ③3年生

他の人を認める態度や、自尊感情を育てていくために、2年高原学校、2年文化祭、3年修学旅行と継続して取り組んできた。行事を通して感じた友達の良い所を付箋に書いて交換する活動である。一人一人が真剣にカードに向き合い書き込む姿が印象的であった。また、書いてもらったカードを読むときには、本当に嬉しそうである。自分で書いた文字で気持ちを伝える、伝えてもらうという本活動は人権に関わる感性を磨き、技能を育てる活動であると考えられる。

3年修学旅行より 女子A⇒男子B

～〇～  
〇は、別々のバスとか  
電車の乗り場がわか  
りませんでした。しゅべ  
りしてくれて、とても助  
かりました。  
ありがとうございました。  
お昼のときは、馬車の中  
には、おしゃべりな人  
がいて、おしゃべりな  
人から話を聞かせて  
もらって、ありがとうございました。  
〇からよろしく。 by 〇

### (2) スクールカウンセラーを活用した取組

学級活動の時間を使ってスクールカウンセラーと学級担任のTTで授業を行った。内容

はその学級の実態を考慮し、スクールカウンセラーと学級担任で打ち合せを行い決定した。

	1年生	2年生	3年生
教材	先生ばかり住んでいるマンション	なぞの宝島	私のリソースマップ
内容	グループ内で自分だけが知っている情報を言葉により他者と共有し、マンションの住人を特定する。	グループ内で自分だけが知っている情報を言葉により他者と共有し、宝の場所を見つける。	自分の好きなことや大切な人、強みなどを書き出し、夢につながる地図を書く。

・生徒の感想

1年生 「たくさん意見を出してみんな積極的に参加できた。言葉は生活の上でとても大切なものなのだと、改めて実感できた。」

2年生 「自分の意見を伝えつつ、相手の意見も大事にすることが大切だと感じた。」  
「強く言うのではなくて、相手のことを理解して言った方がいいと思った。」

3年生 「自分はおしゃべりで良く笑うということが分かったから、将来この自分のリソースを活かしたいと思った。」

1・2年生は構成的グループエンカウンターを通して、主体的にグループ活動に参加しグループの仲間と協力し合う姿が見られた。普段は友達の意見を聞かず、自分の意見を強く主張しがちな生徒も、グループの中心となり、意見をまとめていた。

3年生はたくさんのリソースが見つけられた生徒もいれば「自分のリソースを見つけるのは難しい」という感想もあった。自分を大切に思う気持ちを育てるにあたり、自分の良いところ探しだけでなく、自分のリソース（資源・資質）である大切なものや人、好きなことや頑張っていることなどを振り返る活動も大切であることをスクールカウンセラーから教わることで、自他の良さを認める機会が多くなり、よりよい人間関係づくりに生かされると考える。



3 生徒会の取組

今年、本校生徒会本部は、「みんなが行きたいと思える学校」というテーマを設定し、テーマに迫る具体目標を「①自ら進んで挨拶ができる学校」、「②誇りを持って合唱ができる学校」「③行事を通じてお互いを認め合い笑顔で満たされる学校」とした。このテーマと具体目標は、生徒総会で採択された。テーマを達成するために様々な活動を展開してきたが、ここでは次の2つについて紹介する。

## フルスマイル宣言

～長西中を笑顔で満たすために～

(1) フルスマイル宣言

平成24年度の生徒会が発案し、更に、

- ① 私たちは、この長野原面中学校が好きです。
- ② 私たちは、しっかりと、堂々と、気持ちの良いあいさつと通事をします。
- ③ 私たちは、後輩を大切に、先輩を敬み、同級生と仲良く協力します。
- ④ 私たちは、家族や先生方、地域のみなさんへ、感謝の気持ちを持つことを忘れません。
- ⑤ 私たちは、一生懸命、授業・行事・部活に取り組めます。
- ⑥ 私たちは、合唱を積極的に行い、校歌を、誇りを持って唱えます。
- ⑦ 私たちは、身だしなみや規律について、校則や先生にたよりません。
- ⑧ 私たちは、一人一人が、何か学校を支える活動をします。
- ⑨ 私たちは、いじめの撲滅を宣言します。
- ⑩ 私たちは、全員が「行きたい」と思える学校にします。

「いじめ撲滅宣言」を加えた「フルスマイル宣言」は、いじめを撲滅させるだけではなく、よりよい学校づくりを進め、笑顔あふれる学校を実現するために、必要な10か条を生徒が発案したものである。生徒が、「みんなが行きたいと思える学校」にするためにどう行動していくべきか考えていく際の助けになっている。

(2)「行事を通じてお互いを認め合い笑顔で満たされる学校」(上記した具体目標の1つ)

生徒同士の交流を増やすために、生徒会が主体となる行事を定期的で開催した。(4月から、生徒会オリエンテーション生徒総会、校内球技大会、さわやか街道クリーンアップ作戦、生徒会役員選挙、本部役員引き継ぎ式、校内文化祭)

その際に、「生徒自らの手でつくる生徒会」を合言葉に、テーマの発案から各行事の運営までを生徒自身が担ってきた。企画から準備、運営までの間に、クラスの枠にとどまらず、1年生から3年生まで多くの生徒同士の交流を生み出すことが出来た。特に校内文化祭は、全校生徒61名が、5つの準備部会に所属し、文化祭を創り上げることができた。



【クリーンアップ作戦】

### III 成果と課題

#### 1 成果

○授業づくり部会の取り組みは、数年間かけて取り組まれてきた授業改善の流れを踏襲しているが、人権教育の視点から授業を見直したことで一人一人の学びを大切にしようとする意識が教職員間に芽生えてきた。

○授業の基本的なルールや「授業の基本スタイル」の導入により校内で学習規律の共通化を図ったことで、生徒が一単位時間の学習活動を見通しながら、安心して自分の意見を発表したり級友の発表を熱心に聴いたりできるようになってきた。

○人間関係づくり部会の取り組みは、学校生活での活動基盤となる人間関係を整えていくものであり、生徒が日常生活で気づけない自他のよさを意識化させたことで自他の存在を認める雰囲気を作ることができた。

○スクールカウンセラーと連携した学級活動の時間は、生徒にとって自分の言葉や表現の仕方を見直す機会となり、自分の意見をどうやって相手にわかってもらえるように伝えるか考える意識が芽生えてきた。

○学校行事を通して見えた友達のがんばっていた姿を記入した「よかったよ！カード」は、自身の役割や存在を認めてもらうことで自己肯定感を高めることに有効だった。

#### 2 課題

●授業改善に数年間かけて取り組んできたものの、生徒の主体的な学びの姿が見えず、教師主導の授業に陥ってしまうこともある。教材研究の段階で、どのポイントを生徒自身の言葉や体験から引き出すか吟味する余地がある。

●生徒同士の人間関係を作っていくのは生徒たち自身が望ましい。本研究においては生徒会行事での生徒同士の学びが成果を上げたが、行事以外の学校生活において自主的に生徒たちが互いの姿から学ぼうとする姿勢を育てることが大切だ。

# 指 導 講 評

令和元年8月9日(金)

群馬県教育委員会義務教育課人権教育推進係 指導主事 前原 稔彦

## 1 はじめに

○ 本日、発表いただいた藤岡市立鬼石小学校は平成29・30年度の2年間、藤岡市教育委員会指定の人権教育実践推進校として、また、長野原町立西中学校も同じく2年間、文部科学省人権教育研究指定校として実践を重ねていただきました。両校の取組で共通して素晴らしいのは、毎時間の授業や学校行事、年間指導計画等を人権教育の視点で見直し、既存の取組を生かして全校体制で推進していただいたことです。

本日、お集まりの先生方にとっても、大変参考になる取組を発表していただいたことに対して、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

## 2 藤岡市立鬼石小学校の取組

### (1) 研修の進め方について

○ 連携型小中一貫校の特色を生かし、9年間を見通して人権教育で育てたい能力・態度、目指す児童の姿を明らかにして研修を進めていただきました。小中合同での授業検討会を開催するとともに、校内研修シートを活用し、学期ごとに学力向上と人権教育の2つの視点から取組を振り返り、次の学期・年度へ成果と課題をつなげていくPDCAサイクルを徹底していただいたことは、教職員の意識の高まり、しっかりとした研修組織の構築につながる素晴らしい取組であったと思います。

### (2) 学力向上部会の取組について

○ 研修テーマである「自他を大切にし、自分の意見を生き生きと表現できる児童の育成」を目指して、全教職員が学習のスタンダードを共通理解し、実践する中に自分の考えや思いを伝え合う活動を意図的に取り入れた授業を積み重ねていただきました。自分の考えをもち、友達との意見交流からよさや違いに気づき、それを認め合える集団になるためには、意図的な活動の設定とともに先生方が日常的に児童一人一人のよさを認め、励まし、伸ばすといった常時指導が不可欠です。常時指導にもしっかりと取り組んでいただいた成果が、児童の人権意識の高まりだけでなく、様々な場面で自信をもてるようになり、授業が「分かった」「できた」と実感できる児童の育成につながっていたと考えられます。

### (3) 人権部会の取組について

○ 常時指導を大切にしながら、人権集中学習として年3回の人権月間を設定し、「いじめ」「障害のある人たち」「高齢者」などの人権課題について考える学習に取り組んでいただきました。

○ 「HAPPYはあとふるサンキューツリー」での友達のよいところ見つけの取

組や人権啓発のための掲示物の作製、地域と連携してのあいさつ運動や縦割り活動などの地域や異学年の児童生徒との交流は、児童一人一人が思いやりやお互いを認めるといった人権尊重の考えを深め、自他を大切にしようという意識の向上につながる素晴らしい取組であったと思います。

### 3 長野原町立西中学校の取組

#### (1) 授業づくり部の取組について

- 研修テーマである「自他の大切さやよさを認め、共に学び高め合える生徒の育成」を目指して、一人一人を大切に作る授業づくりに取り組んでいただきました。主体的な学びの具体的な生徒の姿、対話的な学びの具体的な生徒の姿を明らかにして共通理解したことで、授業づくり・授業改善の視点が明確化し生徒の学びの質の向上、先生方の指導力の向上につながっていたのではないかと考えます。
- 「学習規律の共通化」、全教員による「授業の基本スタイル」に基づいた授業実践により、生徒は毎時間の授業に見通しもって取り組むとともに、主体的な学び・対話的な学びの積み重ねを通して自分の考えや友達の考えを大切にしながら学習を進めることができました。今後も工夫・改善を加え、新学習指導要領における主体的・対話的で深い学びの実現へとつなげていただきたいと思います。

#### (2) 人間関係づくり部の取組について

- 自他の大切さを認める仲間づくりを目指して学校行事等を生かした様々な実践に取り組んでいただきました。学校行事での活躍や努力など、その生徒のよさをカードに書いて掲示する「よかったよ！カード」の取組では、友達のよさに目を向け、お互いに認め合う学級・学校の雰囲気づくりにつながっていました。生徒にとって褒められたり認められたりすることはうれしいことです。日本の子どもたちの自己肯定感、自尊感情の低さが度々取り上げられますが、このような常時指導を継続していただき生徒一人一人の自尊感情等を高めていただきたいと思います。

#### (3) 生徒会の取組について

- 生徒会本部が「みんなが行きたいと思える学校」をテーマに設定し、「フルスマイル宣言」をはじめ、生徒主体で様々な活動に取り組んでいただきました。活動を通して、よりよい学校、よりよい人間関係を作るためにはどうすべきかを生徒一人一人が考え行動している様子がうかがえました。
- 「メディアコントロールチャレンジ」の取組でも、教師側の投げかけだけでなく、生徒が主体となり各委員会で目的意識をもって話し合い、全校生徒へ投げかけたことで、「お互いに学校生活を楽しく過ごす」という意識の高まりや行動に表れていたと思います。学年を越えた生徒同士の交流、生徒の主体的な取組が実現し、充実していることも、毎時間の主体的・対話的な学びの積み重ねの成果であると考えられます。

#### 4 常時指導の充実

- 常時指導は、日常的な指導として、学級経営や生徒指導等を通して行われるもので、児童生徒の望ましい人間関係や学級の雰囲気づくりに大きな影響を与えるものです。人権教育の基盤をなすものであり、児童生徒一人一人のよさが認められ、共に生きているという実感がもてるように指導することが大切です。鬼石小学校、長野原西中学校ともに、研修を進める中で先生方一人一人が人権意識を高め、常時指導を充実させていただいたことで、多くの成果が得られたと思います。
- 教員の言葉が原因で児童生徒の意欲を失わせてしまうことがあります。また、教員が配慮に欠けた言葉を遣うことで、児童生徒間でもそのような言葉が遣われてしまい、いじめを助長してしまうといったこともあるようです。常時指導を充実させるためには、まずは、先生方自身が言葉遣いや行動に十分配慮して、児童生徒に模範を示すことが重要です。本日お集まりの先生方も群馬県人権教育充実指針に掲載されている人権感覚チェックリストを所属の学校で活用していただき、常時指導の充実を図っていただくよう、お願いいたします。

#### 5 終わりに

今年度の文部科学省人権教育研究指定校は、吉岡町立駒寄小学校、昭和村立昭和中学校、人権教育総合推進地域は太田市立生品中学校区です。また、地区別人権教育研究協議会は、中部地区：駒寄小、西部地区：原市小、吾妻地区：孀恋東部小、利根地区：昭和中、東部地区：大間々東中、計5校が授業実践に取り組みられます。10月、11月を予定していますので、案内がありましたら、研修の機会として積極的に参加していただければと思います。

また、県教育委員会では、小・中・高・特別支援学校等の先生方を対象に、毎年、人権教育推進協議会を開催し、深刻化・多様化する人権問題に対応した実践上の諸問題についての研修を実施しています。今年度は10月に、児童虐待をテーマに関係機関の方々をお招きして実施する予定です。

最後になりますが、鬼石小学校、長野原西中学校ともに人権教育に関する多くの実践が行われていました。人権教育の充実は、学力向上、生徒指導、地域連携など多くの教育課題等に対する効果が期待できます。是非、先生方も自校での取組の参考にさせていただきたいと思います。

## 令和元年度 群馬県小学校中学校教育研究会 人権教育部会役員等名簿

役職名	氏名	勤務校名	勤務校所在地	郵便番号	電話番号
部会長	石渕 裕則	藤岡市立美土里小学校	藤岡市 下大塚222	375-0052	0274-22-2545
副部会長	関 聡	吉岡町立吉岡中学校	北群馬郡吉岡町 南下1383-2	370-3604	0279-54-3213
	大竹 士郎	沼田市立池田中学校	沼田市 発知新田町533	378-0073	0278-23-9330
	新島 邦彦	館林市立第十小学校	館林市近藤町 178-39	374-0042	0276-74-8733
書記	高橋 裕香	神流町立中里中学校	多野郡神流町 大字神ヶ原422	370-1602	0274-58-2517
(Webページ)	松本彩美莉	藤岡市立美土里小学校	藤岡市 下大塚222	375-0052	0274-22-2545
(事務局)		藤岡市立美土里小学校	藤岡市 下大塚222	375-0052	0274-22-2545
会計	高岩 友美	藤岡市立小野中学校	藤岡市 立石407	375-0002	0274-24-0104
	小林あつみ	前橋市立荒子小学校	前橋市 荒子町1240	379-210 6	027-268-291 3
会計監査	星野順一郎	高崎市立第一中学校	高崎市 上和田町16-1	370-0806	027-322-5395
	吉原 和子	前橋市立天川小学校	前橋市 文京町3-18-4	371-0801	027-221-5991

※部会長は4事務所内輪番表による。

※副部会長は4事務所代表。

※監査は高崎、前橋理事兼任。



## あ と が き

県内の諸先生方のご協力をいただき、ここに「人権教育第18号」を発行することができました。心より御礼申し上げます。

本紀要は、夏の人権教育研修会で貴重な実践発表をいただいた藤岡市立鬼石小学校と長野原町立西中学校の2校の実践例を中心に掲載しました。

今年度も、県内各学校では人権教育の推進に向けた様々な優れた取組をしていただいておりますが、本紀要に掲載された2校の実践例を参考に、各学校で創意工夫ある人権教育の取組の一層の充実に努めていただけることを願っております。

また、前橋地方法務局人権擁護課から「人権問題の現状と課題について」、群馬県教育委員会義務教育課人権教育推進係から「群馬県の人権教育の推進について」の説明も掲載しました。各学校での実践を進める上での参考にしていただきたいと思います。

なお、今年度よりデータでの報告とさせていただきました。お気づきの点がありましたら、ご指導いただければ幸いです。

最後になりますが、各学校における人権教育の一層の充実を通して、児童生徒が、明るく楽しい有意義な学校生活を送り、「人権の世紀」の礎づくりができることを願っております。

### 人 権 教 育 第 1 8 号

発 行 令和2年1月31日  
編集発行者 群馬県小学校中学校教育研究会  
人権教育部会長 石渕 裕則